

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税については、議員立法による廃止を目指す動きがあったほか、関係業界団体や関係省庁から、ゴルフ人口の拡大や生涯スポーツとしてのゴルフ振興、健康寿命の延伸の観点から、非課税措置対象を30歳未満及び65歳以上の者に拡大する要望が出されている。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開発されていることから、周辺の環境に大きな影響を与えている。地方公共団体においては、地滑り対策等の災害対策、水質・農薬調査等の環境対策、利用者のためのアクセス道路整備、消防・救急、ごみ処理等のゴルフ場に関連するさまざまな行政需要が発生するが、税収の7割がゴルフ場の所在市町村に交付されるゴルフ場利用税は、これらの行政需要に対応するために必要な財源である。

ゴルフ場の利用者は、その多くが域外から来訪し、広大な土地を少人数で占有する形で行政サービスを享受しており、受益者負担の観点から、利用者に一定の税負担を求めることは合理的である。

また、18歳未満及び70歳以上に対する非課税措置が既に設けられており、その対象を拡充する設定根拠は不明確であるほか、担税力がある者を含め30歳未満を一律に非課税にすることや、65歳以上の健康な高齢者が増加している中で対象を拡大することは合理的とは言えない。

よって、国におかれては、ゴルフ場利用税について、現行制度を堅持するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

石川県金沢市議会議長 松 村 理 治

国家資格を有さない医業類似行為者及び店舗等の広告表示規制を強く求める意見書

独立行政法人国民生活センターの平成24年の報告によると、国家資格を取得していない無資格者が行った医業類似行為により危害が発生したという相談が約5年間で800件以上寄せられ、件数は増加傾向にあるとされている。同様の相談は消費者庁へも多数寄せられており、国は平成29年に、法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術について、情報を見極めて施術や施術者を慎重に選ぶよう呼びかけている。

はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師が行う広告表示は法律により規制されており、昨年より、厚生労働省は国家資格者等の広告に関する検討会を立ち上げ、広告のあり方やガイドラインの作成などについて検討している。この中で、無資格者の広告のあり方についても検討対象としているが、十分に協議がなされているとは言いがたい。

本市においても、無資格者による医業類似行為や店舗が数多く存在している。看板やチラシ等の広告には、もみほぐし、もみ処などの表記が見られ、中にはマッサージと堂々と表示している店舗や、素人同然の無資格者が施術している所もある。はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術所と見分けることは難しく、市民が無資格者による行為を受けることがある。

現在、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師等の国家資格を有している施術者が、法律の規制により病名、症状等に関する広告を掲示できない。無資格者は自由に広告を掲げられるため、過度な期待や誤認を与えてしまうものも多く、健康被害や事故の防止に向けて対策を行う必要がある。

よって、国におかれては、利用者の健康を守り事故を防ぐため、無資格者の広告表示規制に向け、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 無資格者の広告や表示について、あん摩、マッサージ、指圧の用語の使用を原則禁止すること。また、無資格者の広告や店舗名について、国家資格者が施術しているかのように誤解を与えるもみほぐし、もみ処、マッサージなどの紛らわしい名称に規制を設けること。
 - 2 国家資格を有している施術者において規制されている病名や症状の広告表示について、無資格者も規制の対象とすること。
 - 3 当該規制の違反を取り締まる体制を構築し、違反行為に厳しく対処すること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

石川県金沢市議会議長 松 村 理 治

精神に障害のある人に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書

障害者基本法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組むよう定めている。

障害者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、移動手段の確保が重要な要素となる。交通事業者の多くが障害者の運賃割引制度を設け、経済的負担の軽減を図っているものの、その制度を精神に障害のある人に適用している事業者は極めて少ない。

国が働きかけ、昨年10月に一部の航空運送事業者が、航空旅客運賃の割引対象を精神に障害がある人に拡大するなど、一定の成果は見られるものの、依然として多くの交通事業者が実施しておらず、障害種別によって取り扱いに差が生じている。

よって、国におかれては、精神に障害のある人に対する公共交通機関の運賃割引の適用について、交通事業者に対してより一層の働きかけを行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

石川県金沢市議会議長 松 村 理 治

持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書

少子高齢化の進行や医療に対するニーズの多様化など、医療を取り巻く環境は著しく変化しており、住民が安心して暮らせるための医療提供の確保が求められている。これを実現するためには、財政基盤も含めた持続可能な地域医療提供体制を構築する必要があり、地域全体の医療の将来像について、国・地方・医療関係者等が一体となって丁寧に議論することが何より重要である。今後は、新たに設置された国と地方の協議の場も活用しながら、国と地方が共通の認識をもって地域医療確保に向けた取り組みを進めることが求められる。

また、公立・公的医療機関は、それぞれの地域における基幹的な医療機関としての使命と役割を担っており、民間医療機関の立地が困難な過疎地等においては、住民が住みなれた地域に安心して暮らし続けるために不可欠な存在となっている。これらの医療機関が果たす役割は地域によって異なることから、再編・統合については地域医療の実態を踏まえて取り組む必要がある。

よって、国におかれては、持続可能な地域医療提供体制を構築するため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 地域医療構想の実現に当たっては、公立・公的医療機関のみならず、民間医療機関も含めた地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行うこと。
- 2 公立・公的医療機関の再編・統合については、関係者が十分に議論し合意を形成できるよう、慎重かつ丁寧な検討を重ね、結論を得る時期は地域の実情を踏まえて柔軟に対応すること。
- 3 地域医療構想の実現に向けては、公立・公的医療機関、民間医療機関を区別することなく国費による財政支援を実施するなど、地域医療機関が維持・存続でき、今後もその役割を十分に果たせるよう、財政措置を含む支援策の強化を図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

石川県金沢市議会議長 松 村 理 治

電気・ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の堅持を求める意見書

地方創生に加え、福祉や防災など多様化する行政ニーズに対応するため、地方公共団体の財政需要は増加の一途にある。そのため、今後も安定して行政サービスを提供するためには、一般財源総額の充実確保は不可欠である。

法人事業税は、都道府県の独立税と位置づけられた基幹税であり、中でも電気・ガス供給業は、収入金額を課税標準とする外形標準課税（収入金額課税）が事業者の行政サービスの受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献している。一方で電力・ガスの小売全面自由化に加え、電力の送配電事業の法的分離が義務化される状況を踏まえ、収入金額課税とする根拠は失われているとして、一般の事業と同様の課税方式への変更を求める要望が関係省庁から出されている。

しかしながら、送配電事業には引き続き規制料金・地域独占が残るため、課税方式を変更する理由には該当せず、また、大規模発電施設などは一般的に事業規模や周辺環境への負荷が大きく、多大な行政サービスを受益している状況に変化はなく、小売全面自由化により変化するものではない。仮に所得課税とすると、応益課税としての性格を著しく損なうことに加え、都道府県の法人事業税の減収のみならず、市町村に交付される法人事業税交付金の減収にもつながる。

よって、国におかれては、持続可能な地方税財政基盤を確立し、地方税収の安定化を図るため、法人事業税の電気・ガス供給業については、外形標準課税である収入金額課税を堅持するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

石川県金沢市議会議長 松 村 理 治

集中豪雨による被災地への支援の強化、治水対策の強化及び水防活動の活性化を求める意見書

ことし10月に上陸した令和元年台風第19号は、広範囲にわたり大きな被害をもたらした。近年、気候変動の影響により記録的な豪雨が頻繁に発生しているが、今後も発生し得ることを想定して、被災者支援や、発生段階における応急対策、発生後の早期復興に備えた取り組みをさらに拡充することが重要である。

しかしながら、集中豪雨により甚大な被害を受けた被災地等では十分な対応が困難であるため、国による早急かつ実効力のある被災地支援が必要である。

また、集中豪雨に伴う中小河川の氾濫や土砂災害等の被害を最小限に抑えるための治水対策や、水防活動の活性化も大変重要である。国は、平成27年に水防災意識社会再構築ビジョンを策定し、平成29年には中小河川緊急治水対策プロジェクトをとりまとめ、交付金による支援等を実施している。さらに、平成30年には防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を閣議決定し、河川等の防災のための重要インフラの機能強化などに取り組むこととしている。

このような取り組みを進めているものの、中小河川等のインフラ整備については中長期的な視点で計画的に実施していく必要があるとともに、水防活動については水防団員の確保・支援や関係者による連携体制の強化など、さまざまな課題が指摘されている。

よって、国におかれては、集中豪雨による被害を最小化するため、被災地支援の強化、治水対策の強化及び水防活動の活性化に向け、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 集中豪雨による被害からの早期復興に向け、国を中心とした被災地支援を強化すること。
- 2 防災力の強化を将来にわたり継続的かつ着実に推進するため、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策の事業期間を延長すること。
- 3 水防上の課題を明らかにし、多面的な対応策を検討すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

石川県金沢市議会議長 松 村 理 治

放課後児童クラブの整備・拡充支援を求める意見書

核家族化の進展や共働き世帯の増加など社会状況の変化に伴い、昼間に保護者不在となる家庭の児童がふえている。放課後児童クラブは、放課後に安全・安心に過ごせるよう、児童に適切な生活の場を与える重要な役割を担っている。平成30年5月時点の待機児童数は全国で1万7,000人に上っている（平成30年厚生労働省調査依拠）。

国は、平成27年に放課後児童クラブ運営指針を策定し、児童が安心して過ごせる生活の場としての質の確保と向上を図るとともに、平成30年9月に新・放課後子ども総合プランを策定し、放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大を図っている。

しかしながら、地域の施設整備は財政的な制約と運営側の資金的限界があり、停滞している。それに伴い、多くの施設では低学年児童の利用を優先するために、既に入所している高学年児童を退所させざるを得ない実態がある。加えて、児童の安全が最優先されるべきことを踏まえ、児童クラブの運営上における人材確保と質の向上をさらに推進することが求められている。

よって、国におかれては、児童の健全な育成を推進するため、放課後児童クラブの整備・拡充に向け、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 放課後児童クラブの整備について、高学年児童受け入れを含め、十分な財源を確保すること。
- 2 職員について、複数配置基準を堅持するための人材確保と、さらなる資質向上を図るため、処遇改善並びに職員研修の施策を推進すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

石川県金沢市議会議長 松 村 理 治

あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

本年8月、茨城県の常盤自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、あおり運転をした者から暴行される事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県東名高速道路で、あおり運転を受けて停止させられた車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、あおり運転を初めとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して厳正な取り締まりを行っている。その結果、平成30年の車間距離保持義務違反の取り締まり件数が前年の1.8倍となる約1万3,000件に急増するなど、あおり運転の抑止に向けた取り組みが進められているところだが、現行法はあおり運転そのものを取り締まる規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正、更新時講習などにおける教育のさらなる推進、広報啓発活動の強化が求められる。

よって、国におかれては、今や社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 危険運転を行った場合のみでも厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、あおり運転を取り締まる規定を新たに設け、厳罰化を伴う実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等が危険であり、その行為が禁止されていること及び違反行為に対しては取り締まりの対象となることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などにこれらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNS、広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

石川県金沢市議会議長 松村 理 治